

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

第1節 罹災証明書等の交付等

【本部事務局部、支援本部、消防公安部】

1 罹災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

あわせて、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

本部事務局部及び支援本部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、全棟被害調査、建物の被害認定結果及び災害対策本部に集約された個別被害調査結果により作成された被災者台帳を確認の上、罹災証明書を発行する。

消防公安部は、被災者からの罹災証明交付申請書に対し、当該火災又は焼損事故の調査により確認した事実に基づき、罹災証明書を発行する。

資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱（資料7-11）

2 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び管理し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第2節 義援金、災害弔慰金等

【救護福祉部、会計部】

1 義援金の受付及び配分

- (1) 会計部は、義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。
受け付けた義援金は、被災者に配分されるまで、専用口座を設けて保管する。
- (2) 救護福祉部は、日本赤十字社及びその他関係団体と配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年春日井市条例第16号）に基づき、市民が自然災害によって死亡した場合は、遺族に対して災害弔慰金を支給し、また、災害による負傷や疾病が治った後に身体又は精神に障がいが残った市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(2) 災害見舞金等

市は、春日井市災害見舞金等支給条例（昭和48年春日井市条例第16号）に基づき、被災者に対して災害見舞金を支給する。また、被災者の葬祭を行う者に対して弔慰金を支給する。

(3) 愛知県災害見舞金

県は、被災者に対して見舞金を支給する。

(4) 被災者生活再建支援金

ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被

害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 市は、春日井市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、支給する支援金の2分の1は県の補助となっている。

3 災害援護資金等の貸付

(1) 災害援護資金

市は、春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

愛知県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

資料 「様式・資料集」春日井市災害見舞金等支給条例(資料7-5)

春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例

(資料7-6)

第3節 住宅等対策

【技術部】

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯については、自力での住宅再建(取得)を基本とし、再建(取得)への支援をするとともに、住宅の建設又は修理が困難なものに対する住宅の建設等は、次により行う。

1 応急仮設住宅

第4編第4章第6節による。

2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が市に代わり災害公営住宅を建設するものとする。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第4節 市税の徴収猶予、減免等

【各所管課、支援本部、市民窓口部】

1 市税の納税緩和措置

被災した納税義務者、特別徴収義務者、被保険者等に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）、春日井市市税条例（昭和29年春日井市条例第26号）及び春日井市国民健康保険税条例（昭和30年春日井市条例第17号）に基づき、納期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を、それぞれの実情に応じ適時適切に講ずる。

2 国民年金保険料の免除

市は、被災した年金加入者又はその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく申請により、内容審査の上、知事に免除申請者を進達する。

第5節 復旧に係る資金融資 【各所管課】

1 災害復興住宅資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）に基づき、災害により住宅に被害を受けた者が、

住宅の建設、購入及び補修をする場合に低利の融資を行う。

2 中小企業融資

災害により被害を受けた中小企業者に対しては、県の小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第 2 章 復興体制

【各部、関係機関】

1 復興体制の基本方針

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備し、被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

また、市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求めることとし、被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

2 市復興計画の策定

市内で、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号。以下「復興法」という。）」に定める要件に該当する地域が生じた場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 職員の派遣要請

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第3章 公共施設の災害復旧計画

【各部、関係機関】

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を調査・検討し、県等の関係機関と連携・協力して、それぞれ所管する公共施設の復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因、被災状況等の検証を行い、単に原形復旧にとどまらず、再発防止及び将来の災害に備える内容とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- (2) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 道路災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (3) 農林業施設復旧事業計画
- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) その他の復旧事業計画

2 災害復旧に伴う財政援助

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方自治体が提出する資料及び実

地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助されるもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
- ウ 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
- エ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- キ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和 47 年法律第 132 号）

(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物その他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 5 分の 4 を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の 3 分の 2 又は 2 分の 1 を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で災害復旧事業費の 2 分の 1 を国庫補助する。

3 激甚災害の指定

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

激甚災害及び局地激甚災害の指定に係る調査を県が行う際には、施設その

他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査等に協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。

(3) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(ア) 公共土木施設災害復旧事業

(イ) 公共土木施設災害関連事業

(ウ) 公立学校施設災害復旧事業

(エ) 公営住宅災害復旧事業

(オ) 生活保護施設災害復旧事業

(カ) 児童福祉施設災害復旧事業

(キ) 老人福祉施設災害復旧事業

(ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

(ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業

(コ) 婦人保護施設災害復旧事業

(サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業

(シ) 感染症予防事業

(ス) 堆積土砂排除事業

(公共的施設区域内)

(公共的施設区域外)

(セ) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

(ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

(オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(キ) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

(ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

(ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助及び助成

(ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(オ) 水防資機材費の補助の特例

(カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

4 災害復旧事業の実施

災害により、被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関等は、必要な職員を適正に配置し、また、必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第4章 震災復興都市計画決定手続き

【各部、関係機関】

1 震災復興都市計画の基本方針

地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

2 第一次建築制限

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後14日以内に、区域の指定を行う。
- (3) 発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

3 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

4 第二次建築制限

- (1) 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

5 復興都市計画事業の都市計画決定

(1) 都市復興基本計画の策定と公表

復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

(2) 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

第5章 暴力団等への対策

【各部、関係機関】

1 復旧・復興事業からの暴力団等の排除

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するとともに、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団等の排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。